

損害賠償の額を定めることにつき議決を求めるについて

滋賀県立成人病センターにおいて脳梗塞を疑って受診された患者さんに対し、脳梗塞と診断しなかったことにより、後遺障害の程度に影響を与えた可能性が否定できない事例が発生しました。患者さんから損害賠償請求があり、今般、賠償金の支払いによる和解を行うことで双方合意に達しましたので、損害賠償の額を定めることについて県議会に議案を提出するものです。

1 損害賠償の額

(1) 金額

金500万円（全額病院賠償責任保険により支払われる。）

(2) 損害賠償に応じる理由

担当医において脳梗塞の発症の可能性を考慮し、症状増悪時には受診を促す十分な説明が行われていたならば、後遺障害がより軽症で済んだ可能性が相当程度認められ、結果として患者に対し与えた心理的身体的苦痛に対して賠償するもの。

2 経過概要

(1) 患者 滋賀県内在住 60歳代男性

(2) 平成25年7月8日(月)、外来神経内科を初受診

主訴 ①6月24日飲酒した後、電車乗車時に視野欠損が出現して倒れ、10分で改善

②7月5日パソコン操作中、手足の筋無力状態、発声困難出現し、30分で改善

診察結果 自覚症状は、局所症状に乏しく、各々の症状は異なり、かつ受診時には全くそれらの症状が認められず、診察所見、頭部CT検査で病的所見がないことから、TIA(一過性脳虚血発作)の可能性は低いと判断し、診療を終えた。

(3) 平成25年8月14日(水)22時48分 車いすで時間外外来を受診

主訴 ①8月13日17時より左手足が動かしにくい

②緊急MRI検査を希望

診察結果 「脳梗塞」を疑って診察したが、

- ・片麻痺が確認できず、
- ・頭部CT検査で異常所見は認められなかったことから「脳梗塞」の可能性は低いと判断した。

そのため、緊急MRI検査は不要と判断し、「全身的疾患（脱水、熱中症など）」を疑い、そのように説明して帰宅していただいた。

その際、症状が悪化すれば直ちに連絡または受診するよう指示はしなかった。

(4) 平成 25 年 8 月 17 日(土)16 時 13 分 車いすで時間外外来を受診

- その後症状が増悪したため、当日近所の医院を受診したところ脳梗塞が疑われ、在住市内の病院で MRI 検査を受け、新鮮脳梗塞を指摘され、当該医院より当センターへ紹介受診。
- 当センターにおいて脳神経外科医が診察し、「脳梗塞」のため緊急入院。

(5) 入院後の経過

- 左上下肢の麻痺の改善のため、投薬、点滴、リハビリ等の治療を実施した後、10 月 19 日退院。
- 現在は、杖について歩行、左上肢に不自由さが残り、動作の俊敏性が低下した状態。近所の診療所で処方を受け、センターへは 3 か月ごと程度の受診。

(6) 損害賠償合意に至る経過

- 患者ご本人は入院中から、障害が発生したのは誤診が原因であると主張し、原因究明と再発防止策等について申出があった。
- 退院後も数回の患者説明を重ねる中で損害賠償請求がなされ、弁護士と相談のうえ裁判外で和解することとした。

3 再発防止策

(1) 患者さんとのコミュニケーションを大切にし、質問には丁寧に答える。

(2) 診療終了後の注意事項をしっかりと説明する。時間外診療では、診療終了後に症状増悪があった際には、連絡あるいは受診を勧める文書を配布する。

(3) 病態把握が困難なときは、あらゆる可能性を考慮に入れて説明する。

(4) 上記(1)～(3)は、すでに職員全体に周知し、実施している。

4 その他

(1) 患者さんは、住所氏名の非公開を求めており、患者・ご家族のプライバシーの侵害とならないよう配慮が必要である。